

議案

議案第一号

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金の運用について

令和8年度を償還期限として、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和7年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付予定額 7, 000億円

2. 貸付条件

(1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率

(2) 償還期限 3か月以内

(3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案第二号

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する財政融資資金貸付けの貸付先変更等について

地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、交付税及び譲与税配付金特別会計の債務の一部を一般会計に帰属させることに伴い、貸付先及び貸付条件の変更を下記のとおり行うこととする。

記

1. 貸付先 地方交付税法等の一部を改正する法律（案）に基づき、令和8年4月1日において、交付税及び譲与税配付金特別会計から一般会計へ変更する。

2. 貸付金額 7, 000億円

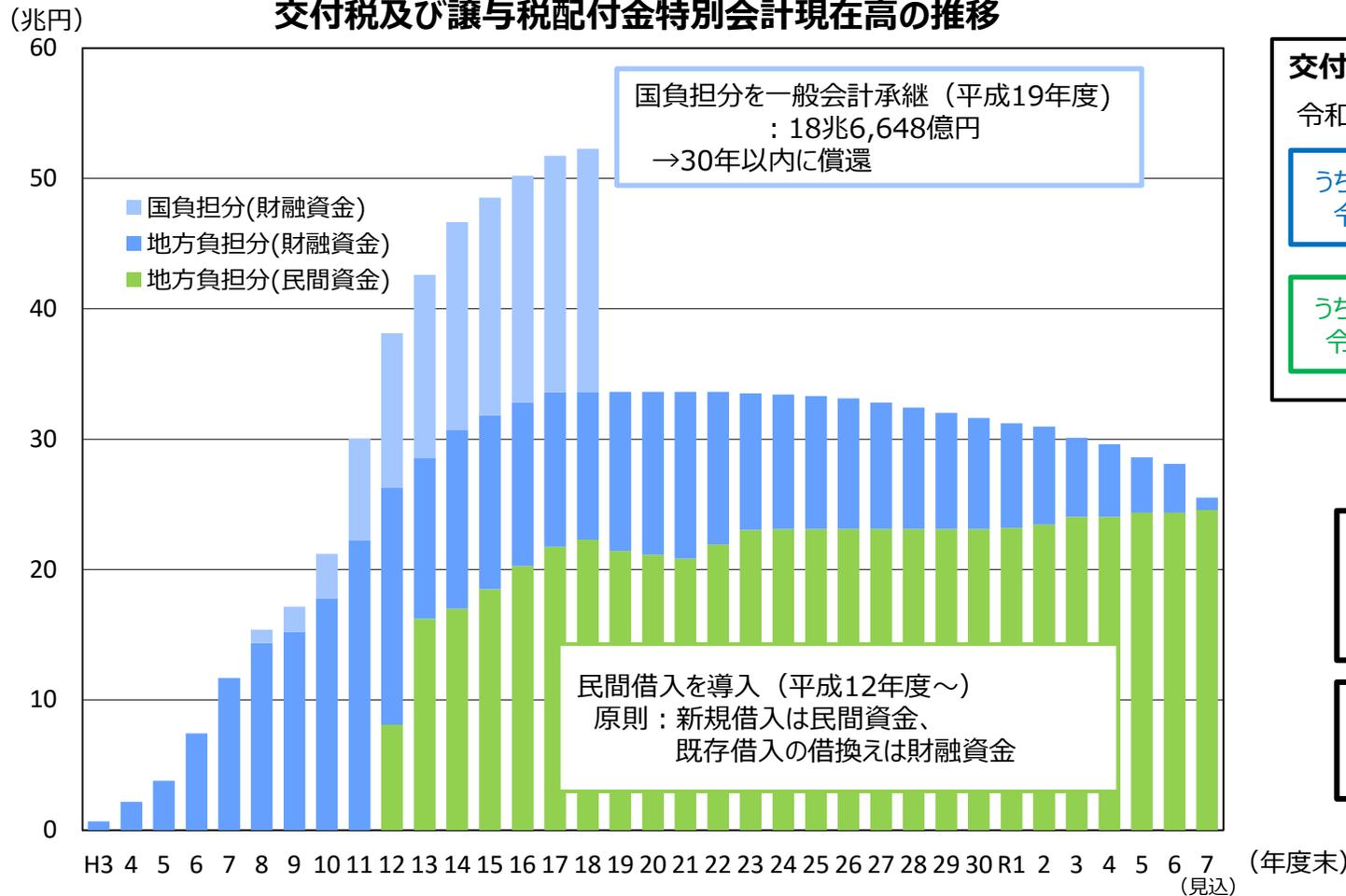
3. 貸付条件
 - (1) 貸付利率 貸付先の変更時までに別途付議する。
 - (2) 償還期限 20年以内
 - (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元金支払期日の翌日から延滞元金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案關係說明資料

交付税及び譲与税配付金特別会計債務の一般会計帰属等について

- 令和8年度の地方財政措置として、軽油引取税等の当分の間税率等の廃止に伴い、安定財源が確保されるまでの間、地方特例交付金を措置して地方公共団体減収分を補填。その際、安易に国債発行に頼ることのないよう、新たに措置する地方特例交付金相当額の地方交付税交付金を減額（7,000億円）。
- 同時に、地方財政に配慮し、地方の債務残高の着実な減少に支障をきたさないよう、交付税特会の借入金残高のうち7,000億円を一般会計に承継。

交付税及び譲与税配付金特別会計現在高の推移



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和7年度末借入金残高見込：25兆5,178億円

うち財政融資資金

令和7年度末残高見込：9,673億円

うち民間資金

令和7年度末残高見込：24兆5,505億円

【議案第1号】

令和8年度に一般会計へ承継するため、
財政融資資金の年度越し短期運用を行う

：7,000億円

【議案第2号】

一般会計承継後の償還方法

：20年間元金均等償還（令和27年度まで）

参考

○ 特別会計に関する法律 附則（平成19年3月31日法律第23号）抄

（交付税特別会計における借入金の特例）

第4条 交付税特別会計において、令和7年度から令和33年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和7年度にあっては25兆5,178億4,640万8千円・・・（中略）・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

○ 令和八年度の地方財政対策に係る覚書

二、 第十七項及び第十八項に定める特例交付金を措置するに際し、令和八年度において法定の地方交付税交付金から特例交付金の同額相当である七、〇〇〇億円を減額して、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるとともに、交付税特別会計の既定借入金に係る元金償還額のうち七、〇〇〇億円を、令和八年四月一日をもって一般会計の借入金に振替整理することとし、所要の法律改正を行う。

（参考）

第十七項に定める特例交付金：軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）

第十八項に定める特例交付金：自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）